

# 信用保証対象外業種の変更について～風営法規制対象～

風俗営業（風営法第2条第1項）		
営業の種類	変更前	変更後
▶キャバレー、待合、料理店、カフェ等（1号）	△（※1）	○（※2）
▶低照度のバー・喫茶店（2号）	△（※1）	○（※2）
▶区画席のバー・喫茶店（3号）	△（※1）	○（※2）
▶まあじゃん屋（4号）	○	○
▶ぱちんこ屋（パチンコ、パチスロ）（4号）	×	○（※3）
▶ゲームセンター（5号）	○	○
▶スロットマシン場（5号）	×	○
▶ダーツバー（5号）※4	△（※1）	○

※1 食事の提供を主目的とするものである場合並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するものである場合に、対象となる。

※2 公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものは対象外。

※3 パチンコに準ずるもの（景品交換所（景品交換所から景品を買い取り、他の事業者へ販売する事業者を含む。）又は貸し球若しくはコインとの交換により飲み物等を提供する事業者）についても、変更後は対象となる。

※4 平成30年9月21日付警察庁通達により、デジタルダーツを設置して客に遊技させる営業は、一定の要件を満たす場合にあっては、当面の間、風営法の規制対象とならず対象となる。

## 信用保証対象外業種の変更について～風営法規制対象（続）～

店舗型性風俗特殊営業（風営法第2条第6項）		
営業の種類	変更前	変更後
▶個室付浴場業（1号）	×	×
▶店舗型ファッションヘルス営業（2号）	×	×
▶ストリップ劇場等（3号）	×	×
▶モーテル・ラブホテル等（4号）	×	×
▶アダルトショップ等（5号）	×	×
▶出会い系喫茶営業（6号）	×	×
無店舗型性風俗特殊営業（風営法第2条第7項）		
営業の種類	変更前	変更後
▶派遣型ファッションヘルス営業（1号）	×	×
▶アダルトビデオ等通信販売営業（2号）	×	×
その他（風営法第2条第8項～第11項）		
営業の種類	変更前	変更後
▶映像送信型性風俗特殊営業（8項）	×	×
▶店舗型電話異性紹介営業（9項）	×	×
▶無店舗型電話異性紹介営業（10項）	×	×
▶ナイトクラブ等の特定遊興飲食店営業（11項）	○	○

## 信用保証対象外業種の変更について～風営法規制対象以外～

営業の種類	変更前	変更後
▶農林漁業（一部対象となるものを除く。）	×	×
▶金融業、保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」を除く。）	×	×
▶興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）	×	○
▶易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）	×	○
▶競輪・競馬等の競走場、競技団	×	○
▶場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業	×	○
▶その他の遊戯場	×	○
▶芸妓業（置屋及び検番を除く。）、芸妓周旋業	×	○
▶集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）	×	×
▶政治・経済・文化団体	×	×
▶宗教	×	×